

航空機内における安全阻害行為等に関する有識者懇談会 「提言」(抄)

- 安全阻害行為等に関する航空法第73条の4第5項及び関連する施行規則については、現時点で法的に見直すべき点は見あたらない。
- 同法の運用等については改善が必要と考えられる課題があることから、行政及び航空関係者が今後取り組むべき措置について、以下の通り対応するよう提言。

(1) 使用制限対象電子機器の見直し等

- 最新電子機器の出現等に対応すべく、「使用制限対象電子機器告示」(15年10月国土交通省告示)の改正を早急に行うこと

- ① 使用制限対象電子機器として新規に追加すべきものの例

- 通信機能(無線LAN)を有する電子ゲーム機
 - ワイヤレスマウス等パソコン用周辺機器
 - アクティブ型電子タグ

- ② 使用制限となっている電子機器で対象から除外すべきものの例

- 電卓
 - ヘッドホン(電子回路を含まないもの)

- 引き続き、1年毎を目処に定期的に検証を行い、告示の見直しを行うこと
- 利用者に対し、制限理由等が説明できるよう、社員教育を継続実施すること
- 電源が切れない電子機器を格納する電磁波遮蔽容器の技術的検討を行うこと
- 外国航空会社に対しても、我が国航空法の内容及び運用について周知を図ること

(2) 運用の簡素化・改善の実施

- 悪質者や常習犯へは「口頭注意」を省略し「命令書」を交付できるよう厳格化すること
- 航空関係者間、及び空港警察との連携強化を図ること
- 使用制限対象設備について、新サービス(レッグレスト)を追加すること

(3) 安全阻害行為等の効果的な抑制方策の実施

- 搭乗ゲートでの広報等水際対策の強化等、効果的な手法・タイミングにて重層的に案内を実施すること
- 外国人旅客も考慮し、安全阻害行為等に関する理解の促進に努めること
- 違反の法的な重大性の周知を図ること(航空法：悪質者は50万以下の罰金)
- 電子機器の使用等安全阻害行為等8類型は、当該行為が運航の安全に支障を及ぼすおそれがあることから、航空会社においても、毅然とした態度で対応すること

(4) 安全阻害行為等の定期的な検討の実施

- 社会状況の変化や新サービスの開始等に対応するため、今後とも、定期的（数年毎）に、又は必要に応じ、適切なタイミングで検討を行うこと